

平成25年11月5日
省エネルギー対策課

工場等判断基準ワーキンググループ（座長：高村淑彦東京電機大学工学部機械工学科教授）では、平成25年5月に可決・成立したエネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する等の法律により導入された、電気需要平準化時間帯及び電気需要平準化に関し事業者が取り組むべき措置に関する指針、工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断の基準に関する電気の需給を取り巻く環境を勘案した見直し等について検討を行った。（第1回平成25年8月27日、第2回平成25年10月11日）

これらの結果について、以下のとおり取りまとめを行った。

1. 電気需要平準化時間帯の指定

電気の需給の状況に照らし電気需要平準化を推進する必要があると認められる電気需要平準化時間帯として、夏期（7～9月）及び冬期（12～3月）の8～22時（休日含む。）を指定する。

2. 電気需要平準化に関し事業者が取り組むべき措置に関する指針の策定

電気需要平準化に資する措置の適切かつ有効な実施を図るため事業者が取り組むべき措置に関する指針を定める。主な内容は以下の通り。

<前段>

- 電気需要平準化に資する措置とエネルギーの使用の合理化の関係
- 電気需要平準化時間帯
- 取組方針の策定及び時間帯別の電気使用量の把握並びに電気需要平準化評価原単位を指標とした電気需要平準化に資する措置の実施
- 電気需要平準化に資する措置の実施に当たって留意すべき事項（エネルギーの使用の合理化を著しく妨げないこと、地域の需給状況に応じて適切に対応すること、労働環境の悪化や従業員の負担の増加につながらないようにすること）

<1 電気需要平準化時間帯における電気の使用から燃料又は熱の使用への転換>

- 自家発電設備の活用（コージェネレーション設備、発電専用設備）
- 空気調和設備等の熱源の変更

<2 電気需要平準化時間帯から電気需要平準化時間帯以外の時間帯への電気を消費する機械器具を使用する時間の変更>

- 電気を消費する機械器具の稼働時間の変更
- 蓄電池及び蓄熱システムの活用

< 3 その他事業者が取り組むべき措置 >

(1) エネルギーの使用の合理化に関する措置

- 電気需要平準化時間帯におけるエネルギーの使用の合理化に関する措置の徹底
- 電気の使用量の計測管理の徹底

(2) 電気需要平準化に資するサービスの活用

- BEMS アグリゲータ等によるサービスの活用

3. 判断基準の見直し

工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断の基準（以下「判断基準」という。）を、新たに電気の需給を取り巻く環境についても勘案して見直す。

具体的には、エネルギーの使用に係る原単位（以下「エネルギー消費原単位」という。）を中長期的にみて年平均1パーセント以上低減させることを目標の一つとしていることを踏まえ、電気の需給を取り巻く環境を勘案した目標のあり方について見直しを行う。

エネルギーの使用の合理化の範囲内で事業者が電気需要平準化に資する措置も調和的に評価できる新しい指標として、電気需要平準化時間帯の電気事業者からの電気使用量に、1. 3 を乗じることにより、電気需要平準化時間帯の電気使用量に重み付けをしたエネルギー消費原単位（以下「電気需要平準化評価原単位」という。）を用いることとする。

4. 定期報告書様式の変更

上記1. ～3. の内容を踏まえ、改正省エネ法に基づいて事業者が行った電気需要平準化に資する取組を具体的に評価するため、電気需要平準化時間帯の買電量や電気需要平準化評価原単位の変化状況等を報告する欄を追加する等、定期報告書の様式を変更する。

5. 荷主に係る電気需要平準化に関する措置

上記の内容を踏まえ、電気需要平準化に資する措置として荷主が取り組むべき措置に関する指針を定める。主な措置は以下の通り。

< 前段 >

- 電気需要平準化に資する措置とエネルギーの使用の合理化との関係
- 電気需要平準化時間帯の指定
- 電気需要平準化に資する措置の実施に当たって留意すべき事項

< 1 電気需要平準化時間帯から電気需要平準化時間帯以外の時間帯への電気を使用した貨物の輸送を行わせる時間の変更 >

- 電気需要平準化時間帯における貨物の輸送（駅における荷役作業等を含む。）の軽減への協力
- 電気を使用する輸送用機械器具の充電時間帯の電気需要平準化時間帯以外への変更への協力

<2 その他荷主が取り組むべき措置>

- エネルギーの使用の合理化に関する措置
- 着荷主としての取組

6. その他検討事項

その他の検討事項として、テナントビルにおける電気需要平準化時間帯の電気使用量の報告の在り方及びISO50001の発行を契機とした判断基準の見直しについて、整理を行う。

(1) テナントビルにおける電気需要平準化時間帯の電気使用量の報告

テナントビルについては、オーナーとテナントのそれぞれがエネルギー管理を行い、定期報告において、エネルギー使用量を報告している。事業者が新たに報告することとなる電気需要平準化時間帯の電気使用量についても、現状の運用と同様の報告範囲とし、また、これまでと同様の手法によって推計した、適切かつ合理的な推計値を用いて報告することを可能とする。

(2) ISO50001の発行を契機とした判断基準の見直し

エネルギーマネジメントシステムの国際規格であるISO50001の活用を検討することについて、判断基準に規定する。

また、ISO50001に規定されている内容を参考として、判断基準のエネルギー管理に関する規定に、以下の①～③に関する記述を追加する。

- ① 人材や資金の確保について
- ② 従業員への取組方針の周知や教育の実施について
- ③ 管理体制、取組方針及び遵守状況・評価結果の文書化について